明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示（**財務**一八〇～一八三、一八六）　一

○国債の発行等に関する省令第五条第十一項及び政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を告示（**同**一八四）　三

○国債の発行等に関する省令第七条第三項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示（**同**一八五）　四

〔**公　告**〕

諸事項

官庁
建設業の許可の取消処分関係　五

裁判所
破産、免責、再生関係　七

特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、東日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更関係　四二

地方公共団体
行旅死亡人関係　四七

会社その他
会社決算公告　四七